

## 仕様書

- 1 保険の名称 下関市市民活動保険
- 2 契約者（保険料を支払う者） 下関市長
- 3 被保険者（補償の対象者で保険金の支払を受ける者）
  - (1) 傷害保険  
市民活動に参加している下関市民及び下関市内に活動拠点を置く市民活動団体に所属し、下関市内で行う活動に参加する下関市外に居住する者。
  - (2) 賠償責任保険  
市民活動に参加している下関市民、市民活動団体、市又は市が出資した法人若しくはこれに準ずる団体
- 4 保険期間  
令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- 5 保険内容  
別記 1 「下関市市民活動保険制度要綱」のとおり  
※下関市市民活動保険制度要綱に基づき、必要な補償を受けられるよう、保険証書を作成し、必要な場合は約款又は特約条項を添付すること。この場合において、他の保険制度の約款等を準用するときは、本市の要綱の内容に合致したものでなければならない。
- 6 その他
  - (1) 補償対象者の事前の登録は行わない。  
〈参考〉 令和 8 年 1 月 1 日下関市推計人口 2 3 6 , 4 6 6 人
  - (2) 保険会社は、保険金を支払うとき、速やかにその保険金の受取人、支払額、保険金の種類、支払日、事故日等を保険金請求者及び市に通知するものとする。
  - (3) 保険金請求手続きに関する費用は保険会社の負担とする。
  - (4) 保険会社の責務  
下関市、下関市の指定したしものせき市民活動センターの指定管理者（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）及び下関市民からの問い合わせ等に迅速に対応する体制を整備するとともに、問い合わせには

真摯に対応すること。

- (5) 保険金の給付実績如何にかかわらず、保険料の確定精算は行わない。
- (6) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項は別記2のとおり
- (7) 個人情報の取扱いについては、別記3のとおり
- (8) 下関市暴力団排除条例による措置については、別記4のとおり
- (9) 本保険に係る関係書類の受付及び下関市民からの相談への対応は、指定管理者が行うこととなるため、本保険業務を行うに当たっては、特にこの点に留意すること。
- (10) 別記2、別記3及び別記4については、甲は下関市、乙は保険会社と読み替えるものとする。
- (11) 本仕様に、定めのない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。

以上